

津市後期高齢者医療保険料納付方法変更事務取扱要綱

平成 22 年 6 月 30 日訓第 48 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日訓第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の徴収を円滑に行うため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「政令」という。）第 23 条第 3 号の規定に基づき、保険料の納付方法を特別徴収から普通徴収に変更する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(普通徴収における納付方法)

第 2 条 普通徴収による保険料の納付方法については、口座振替により行うものとする。

(保険料の納付方法の変更の申出)

第 3 条 保険料の納付方法を特別徴収から普通徴収に変更しようとする被保険者は、後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書（第 1 号様式）を、市長に提出しなければならない。

(変更基準等)

第 4 条 市長は、前条の規定による提出があったときは、当該被保険者のこれまでの保険料及び国民健康保険料の納付状況等を総合的に判断して、保険料の徴収を円滑に行うことができると認められる場合において、保険料の納付方法を普通徴収に変更するものとする。

2 市長は、前項の規定により保険料の納付方法を普通徴収に変更する場合は、津市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 20 年津市規則第 49 号）第 4 条に規定する後期高齢者医療保険料特別徴収中止通知書を当該申出をした被保険者に送付しなければならない。

3 市長は、保険料の納付方法の変更を認めない場合は、後期高齢者医療保険料納付方法変更却下通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

(変更の取消し)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により保険料の納付方法を変更した被保険者について、やむを得ない特別な事情がないにもかかわらず保険料を滞納し、

その納付に係る督促に応じず、普通徴収の方法では保険料の滞納が続くおそれがあると判断するときは、保険料の納付方法を普通徴収から特別徴収に変更することができる。この場合において、市長は、当該被保険者に対して、後期高齢者医療保険料納付方法変更通知書（第３号様式）により通知するものとする。

- ２ 市長は、前項の規定により保険料の納付方法を変更した被保険者から、保険料の滞納が解消しないにもかかわらず再度普通徴収への変更の申出があった場合は、当該申出を承認しないものとする。この場合において、市長は、当該申出をした被保険者に対して、後期高齢者医療保険料納付方法変更却下通知書により通知するものとする。

（納付方法の変更に係る申出の撤回）

第６条 市長は、第３条の規定により納付方法の変更の申出を行った被保険者が、特別徴収の方法により後期高齢者医療保険料を納付しようとするときは、政令第２３条第１号又は第２号に該当する場合を除き、納付方法を特別徴収に変更することができる。この場合において、当該被保険者は、後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成２２年７月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３０日訓第２５号）

この訓は、平成２８年４月１日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条、第 6 条関係）

後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書

年 月 日

（宛先）津市長

住所

申請者 氏名



電話

後期高齢者医療保険料の納付方法について、普通徴収 への変更を申し出
ます。 特別徴収

なお、普通徴収に変更した場合、変更後の保険料の納付において滞納が生じ
たときは、津市が職権により納付方法を特別徴収に変更することについて同意
します。

被 保 険 者	被保険者番号			
	(フリガナ) 氏 名		性 別	男・女
	生年月日			
	住 所			

※添付書類

津市市税等口座振替依頼書の「依頼者保管用」の写し

（津市市税等口座振替依頼書をすでに提出済みの場合は不要）

第2号様式（第4条、第5条関係）

後期高齢者医療保険料納付方法変更却下通知書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申出のあった後期高齢者医療保険料納付方法
変更の申出については、次のとおり変更を認めませんので、通知します。

却下の理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から
起算して3箇月以内に、三重県後期高齢者医療審査会に対して審査請求を
することができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して
6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することがで
きます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提
起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2
項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起するこ
とができます。

第3号様式（第5条関係）

後期高齢者医療保険料納付方法変更通知書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

後期高齢者医療保険料の納付方法を、次のとおり普通徴収から特別徴収に変更しますので通知します。

今後は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第1号又は第2号の規定に該当しない限り、特別徴収の方法により保険料を納付してください。

氏 名	
被保険者番号	
特別徴収開始年月日	
変更の理由	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。